

◆第4次総合計画後期基本における施策と第5次総合計画前期基本計画の施策との関連

| 第4次(後期基本計画) | | | 第5次(前期基本計画) | | |
|-------------|-----------|------------------------|----------------|--|--|
| 柱 | 大項目 | 中項目(施策) | | 中項目(施策) | 将来のまちの姿 |
| 第1章 | 第1節 保健・医療 | 1. 保健(妊娠～子育て期の支援充実) | → | 子育て環境 | 安心して子育てができる環境が整ったまち |
| | | 1. 保健(妊娠～子育て期の支援充実を除く) | → | 保健 | 誰もが命を大切にし、健康づくりに主体的に取り組み、いきいきとした生活を送るまち |
| | | 2. 医療 | → | 医療 | 充実した救急医療体制と地域における切れ目のない医療の提供により、誰もが安心して暮らすまち |
| | 第2節 社会福祉 | 1. 児童福祉 | → | 教育・保育環境(幼児教育) | 充実した教育・保育環境が整う子育てしやすいまち |
| | | 2. ひとり親家庭福祉 | → | 子ども・家庭支援 | 全ての子どもや家庭への支援が整い、子どもの人権が守られているまち |
| | | 3. 障害者(児)福祉 | → | 障害者支援 | 障害の有無にかかわらず、一人ひとりが互いに自主性や主体性を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らすまち |
| | | 4. 高齢者福祉 | → | 高齢者支援 | 高齢者が生涯にわたり健やかで安心した生活を送るまち |
| | | 5. 低所得者福祉 | → | 生活困窮者等支援 | 生活に困っている人が必要な支援を受けることができ、自立し安定した生活を送るまち |
| | | 6. 地域ぐるみ福祉 | → | 地域共生 | 一人ひとりが互いを認め合い、支え合いながら誰もが安心して暮らすまち |
| | | 7. 墓地・斎場 | → | 生活環境 | 環境に配慮した生活や事業活動を実施することで快適で衛生的な生活環境が確保されているまち |
| 第3節 社会保険 | 1. 国民健康保険 | → | 国民健康保険・後期高齢者医療 | 持続可能な医療保険制度によって、被保険者が健康に暮らすまち | |
| | 2. 介護保険 | → | 介護保険 | 高齢者が住み慣れた地域でその人らしい自立した生活を送るまち | |
| | 3. 国民年金 | → | 国民年金 | 市民一人ひとりが、世代間の支え合いという考えのもと年金制度に加入し、将来の安定した生活基盤を築くまち | |
| 第2章 | 第1節 教育 | 1. 幼児教育 | → | 教育・保育環境(幼児教育) | 充実した教育・保育環境が整う子育てしやすいまち |
| | | 2. 義務教育 | → | 義務教育 | 安心・安全に学べる環境が整い、持続可能な社会の創り手となる子どもたちが育つまち |

◆第4次総合計画後期基本における施策と第5次総合計画前期基本計画の施策との関連

| 第4次(後期基本計画) | | | 第5次(前期基本計画) | | |
|-------------|-------------------|------------------|-------------|-----------------|---|
| 柱 | 大項目 | 中項目(施策) | | 中項目(施策) | 将来のまちの姿 |
| 第2章 | | 3. 高校・大学教育 | → | 高校・大学教育 | 大学等教育機関と学びの目指すところや未来の子どもの姿が共有できるまち |
| | 第2節 生涯学習 | 1. 生涯学習 | → | 生涯学習 | 市民のニーズに対応した学習機会の提供や生涯学習環境の整備により、多くの市民が様々な学習活動に参画するまち |
| | 第3節 文化 | 1. 市民文化 | → | 市民文化 | 市民の自主的な文化芸術活動が推進され、文化芸術が身近に感じられるまち |
| | | 2. 文化財 | → | 文化財 | 貴重な文化財が保存・活用され、郷土の歴史や文化に親しみが持てるまち |
| | 第4節 スポーツ・レクリエーション | 1. スポーツ・レクリエーション | → | スポーツ・レクリエーション | スポーツ環境が整備され、市民の誰もがスポーツを楽しむことのできる、健康で活力に満ちたまち |
| | 第5節 青少年健全育成 | 1. 青少年健全育成 | → | 青少年健全育成 | 学校、家庭、地域の連携により青少年健全育成の体制が整い、子どもたちが健やかに成長するまち |
| | 第6節 男女共同参画社会 | 1. 男女共同参画社会 | → | 人権の尊重と男女共同参画の推進 | 互いを認め合い、人権が尊重され、誰もが性別や国籍などにとらわれず多様な生き方や働き方を選択でき、個性と能力が発揮できるまち 市民が地域に対する誇りや愛着を持つとともに、本市の認知度やイメージが向上した、住みやすく魅力的なまち |
| 第7節 多文化共生 | 1. 多文化共生 | → | 多文化共生社会の推進 | | |
| 第3章 | 第1節 環境との共生・保全 | 1. 生活環境 | → | 生活環境 | 環境に配慮した生活や事業活動を実施することで快適で衛生的な生活環境が確保されているまち |
| | | 2. 地球温暖化 | → | 自然環境 | 市民一人ひとりが環境負荷の少ない生活を心がけ、豊かな自然環境が保全されているまち |
| | | 3. 生物多様性の保全 | → | 自然環境 | |
| | | 4. 環境美化 | → | 生活環境 | 環境に配慮した生活や事業活動を実施することで快適で衛生的な生活環境が確保されているまち |
| | 第2節 資源循環社会の形成 | 1. 一般廃棄物 | → | 一般廃棄物 | ごみの適正な処理が確保され、ごみの発生抑制やリサイクルが進む循環型社会が形成されているまち |

◆第4次総合計画後期基本における施策と第5次総合計画前期基本計画の施策との関連

| 第4次(後期基本計画) | | | 第5次(前期基本計画) | | |
|-------------|-----------|----------|--------------|---|--|
| 柱 | 大項目 | 中項目(施策) | 中項目(施策) | 将来のまちの姿 | |
| 第4章 | 第1節 市民の安心 | 1. 相談 | → 市民相談 | 日常生活の問題や悩みについて、専門家への相談体制が充実しているまち | |
| | | 2. 消費生活 | → 消費生活 | 消費者被害に関する情報が誰でも手に入り、安心して商品を購入し消費できるまち | |
| | 第2節 市民の安全 | 1. 防災 | → 防災・減災 | 大規模自然災害に対する「強さ」と「しなやかさ」を備え、災害時に誰もが的確に行動できるまち | |
| | | 2. 消防 | → 消防 | 消防・救急・救助体制が充実し、火災等の災害から市民の生命や財産が守られるまち | |
| | | 3. 防犯 | → 防犯 | 防犯施設が整備され、地域が一体となって防犯活動を推進し、犯罪から全ての市民が守られるまち | |
| | | 4. 交通安全 | → 交通安全 | 誰もが安心して外出できる、交通事故のない安全なまち | |
| | 第5章 | 第1節 総合交通 | 1. 公共交通 | → 総合交通 | 市民の移動ニーズにきめ細かく対応できる公共交通手段が整ったまち |
| | | | 2. 道路 | → 道路環境 | 体系的な道路ネットワークの形成や適切な道路の維持管理が行われ、誰もが安心して快適に利用できる環境が整ったまち |
| 第2節 公園・緑地 | | 1. 公園・緑地 | → 公園・緑地 | 魅力ある公園・緑地の整備を進め、公園・緑地を恒久的な緑の財産として維持管理し、緑を活かした潤いのあるまち | |
| 第3節 水道 | | 1. 水道 | → 水道 | いつでも、どんなときでも、安全な水が届くまち | |
| 第4節 下水道 | | 1. 下水道 | → 下水道 | 快適な衛生環境で、浸水被害の少ないまち | |
| 第5節 市街地整備 | | 1. 市街地整備 | → 市街地の整備・活性化 | 地域が持つ特性を活かしたまちづくりが進み、市民と協働で安全で快適なまちづくりのルールづくりが行われ、市街地の整備・活性化が図られているまち | |
| 第6節 住宅 | | 1. 住宅 | → 住宅 | ニーズに応じた住宅の整備や既存住宅ストックの活用により、多様な世帯が安心して住み続けられる住環境が整備されているまち | |
| 第6章 | 第1節 農業 | 1. 農業 | → 農業振興 | 都市生活と農業が共存し、新鮮な食材が身近に手に入る豊かな暮らしや実り豊かな風景が守られているまち | |
| | | | → 農地保全 | 生産基盤の整備や農業経営体の育成が進み、多様な消費者ニーズに応えられる都市型農業が確立したまち | |

◆第4次総合計画後期基本における施策と第5次総合計画前期基本計画の施策との関連

| 第4次(後期基本計画) | | |
|-------------|---------------------------|------------------------|
| 柱 | 大項目 | 中項目(施策) |
| 第6章 | 第2節 商工業 | 1. 商工業 |
| | 第3節 観光 | 1. 観光 |
| | 第4節 労働環境 | 1. 労働環境 |
| 計画の推進のために | 第1章 市民にわかりやすいまちづくりの推進 | (1)透明性の高い市政の推進 |
| | | (2)市民参画体制の充実 |
| | 第2章 地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進 | (1)コミュニティ活動の促進 |
| | | (2)平和と交流によるまちづくりの推進 |
| | 第3章 持続可能な行政経営の確立 | (1)効率的な行政運営の確立 |
| | | (2)健全な財政運営の推進 |
| | | (3)公共施設等の一体的なマネジメントの推進 |
| | | (4)行政サービスの利便性向上の推進 |

| 第5次(前期基本計画) | |
|-----------------------|--|
| 中項目(施策) | 将来のまちの姿 |
| → 商業 | 多様化する消費者ニーズに対応した魅力ある個店や商店会が増え、身近な買い物の場、交流の場としてにぎわいのあるまち |
| → 工業 | 常に将来需要を予測した新たな技術や製品の開発に取り組む工業が営まれているとともに、調和のとれた住環境と操業環境が整ったまち |
| → シティプロモーション・観光の推進 | 互いを認め合い、人権が尊重され、誰もが性別や国籍などにとらわれず多様な生き方や働き方を選択でき、個性と能力が発揮できるまち 市民が地域に対する誇りや愛着を持つとともに、本市の認知度やイメージが向上した、住みやすく魅力的なまち |
| → 就業・雇用 | 事業者が必要な人材を常に雇用できるとともに、働きたい人みんなが働くことができる就業機会が整ったまち |
| → 透明性の高い市政の推進 | 適切な情報管理のもと、市民が知りたい情報が入手でき、伝えるべき市政情報が様々な情報媒体を通じて早く正確でわかりやすく伝えられているまち 市政に参加しやすい行政運営が行われ、市民から寄せられた意見や提案が市政に取り入れられているまち |
| → 市民参画体制の充実 | |
| → コミュニティ活動の促進 | 地域に暮らす多様な主体(市民、団体、事業者等)が協力・連携して地域課題の解決に向けて取り組んでいるまち 誰もが主体的にコミュニティ活動に参加し、地域の人と人がつながり、いきいきと暮らしているまち |
| → 平和と交流によるまちづくりの推進 | 互いを認め合い、人権が尊重され、誰もが性別や国籍などにとらわれず多様な生き方や働き方を選択でき、個性と能力が発揮できるまち 市民が地域に対する誇りや愛着を持つとともに、本市の認知度やイメージが向上した、住みやすく魅力的なまち |
| → 効率的な行政運営の確立 | 健全な財政運営の推進により市の事業が円滑に進行され、市民サービスの充実を図りつつ持続的な市政経営が効果的・効率的に行われているまち |
| → 健全な財政運営の推進 | |
| → 公共施設等の一体的なマネジメントの推進 | |
| → スマート自治体の推進 | |